

## 平成29年度第1回江別市行政不服審査会

日 時：平成29年7月14日(金)

午後1時30分から

場 所：江別市民会館36号室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

ア 平成28年度審査請求の状況について

4 そ の 他

5 閉 会

## 資料 1

### 平成28年度審査請求の状況

(単位:件)

審査請求件数	1
うち、審理手続終結件数	0
うち、却下件数	1

## 審理員制度の運用実態に係るアンケート調査結果 (概要・速報版)

平成28年度に、審理員制度の運用実態を把握するため、国の行政機関、全都道府県・市区町村、全一部事務組合等のご協力を得て、一般財団法人行政管理研究センターに委託して、アンケート調査を実施した。本資料は、その概要を速報版としてまとめたもの。

### 【調査の概要】

- 調査対象： 国の行政機関、全都道府県、市区町村、全一部事務組合等
- 調査実施期間： 平成29年1月31日～3月12日  
(平成28年12月末時点での実態を回答)。
- 調査方法： 調査票を電子メールにて送付、回答
- とりまとめ： 一般財団法人行政管理研究センター

### 1 審査庁

審査庁業務担当部署について、国の行政機関においては様々な部署に回答が分散しているが、都道府県においては「処分部局処分担当課」が担当するとする回答が50%超、市区町村においては「総務部局総務担当課(総務担当班・係)」「総務部局総務課(法規担当班・係)」が担当するとする回答がそれぞれ44%、37%と併せて80%超、一部事務組合等では、「総務部局総務担当課(総務担当班・係)」が担当するとする回答が64%となった。

### 【審査庁担当部署】

(単位：機関・団体、%)

	総務担当班 係	総務部局総務担当課 総務課	法規担当班 係	総務部局総務担当課 総務課	処分部局総務担当課 処分課	(係) 処分課制度 処分担当班 法規担当班	処分部局法規 制度担当課	処分部局処分担当課	担当課 総合調整担当部局 総合調整	その他	回答数
国の行政機関	1 (5)	4 (18)	3 (14)	4 (18)	3 (18)	3 (14)	2 (14)	2 (14)	5 (23)	22 (100)	
都道府県	0 (0)	4 (9)	7 (15)	6 (13)	27 (57)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	47 (100)	
市区町村	599 (44)	496 (37)	59 (4)	7 (1)	102 (8)	12 (1)	82 (1)	82 (1)	1357 (100)		
一部事務組合等	354 (64)	24 (4)	16 (3)	4 (1)	71 (13)	6 (1)	95 (1)	95 (1)	557 (100)		
合計	954 (48)	528 (27)	85 (4)	21 (1)	203 (10)	20 (1)	185 (9)	185 (9)	1983 (100)		

注：各設問の回答数は、質問に対して無回答、若しくは質問で示された回答形式に該当しない回答等があるため、全体のアンケート回収数とは一致しない（以下同じ）。

## 2 審理員

### (1) 審理員の人数

審査請求1案件にあたる審理員数は、全体としては「1名」が最も多くを占めるが、国の行政機関では「事件ごとに判断」とする回答が一番多かった。都道府県、市区町村においては、「1名」が50%を超えていたが、一部事務組合等においては「事件ごとに判断」の回答が50%を超えた。

【審理員の人数】

(単位：機関・団体、%)

	1名	2名～	事件ごとに 判断	回答数
国の行政機関	4 (25)	1 ( 6)	11 (69)	16 (100)
都道府県	26 (55)	13 (28)	8 (17)	47 (100)
市区町村	696 (51)	168 (12)	488 (36)	1352 (100)
一部事務組合等	208 (37)	67 (12)	284 (51)	559 (100)
合計	934 (47)	249 (13)	791 (40)	1974 (100)

「1名」とする理由については、「人員不足・適任者を確保することが困難なため」とする回答が小規模の市区町村や一部事務組合等において多数あった。また、「迅速な処理を行うため」、「責任の明確化」、「調整の困難さの回避」といった「1名」であることの意義を強く示す回答、「総務課長等特定の職若しくは弁護士を指定しているため」、「専任の職員を配置しているため」と特定の職を審理員に充てることを想定した上で的人数となっている回答、審理員を1名としたときに想定される業務量を勘案して「審理員補助者を置いているため」といった回答もあった。

「2名以上」とする理由については、「経験がないため」、「慎重に審理を行うため」といった複数であることの意義を示す回答、審理員の業務量を勘案して「審理員補助者を置かないため」、「特定職員がすべての審理員となることを想定しており、1名では対応しきれないため」とする回答があった。一方で、複数の審理員を組合せで充てることを想定して「職員と外部弁護士との組み合わせとしているため」、「法務と処分とのそれぞれに詳しい職員を充てるため」とする回答や、「経験の蓄積・継承」、「人事異動時等の事態に対応可能とするため」、「審理員の負担軽減」とする回答もあった。さらには、「審理員会による合議で審理を行うこととしている」とする回答もあった。

「事件ごとに判断」するとする理由については、「事例・経験がないため」とする回答が多く、その他に「事件の内容・複雑性により判断するため」、「慎重に審理するため」、「人員不足のため」などといった回答があった。

### (2) 審理員補助者

審理員補助者については、全体としては「0名（置かない）」とする回答が63%となっているが、都道府県だけは「1名」とする回答が50%を超え、「置かない」より「置く」とする回答が多くなっている。また、市区町村においては、51%の団体において審理員補助者が置かれている。

なお、補助者の数についても審理員の人数同様、「事件毎に判断する」とする回答もあつた。

**【審理員補助者数】**

(単位：機関・団体、%)

	0名	1名	2名	3名	4名	5名	6名	回答数
国の行政機関	12 (67)	3 (17)	2 (11)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)	18 (100)
都道府県	11 (28)	23 (59)	5 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	39 (100)
市区町村	603 (51)	400 (34)	124 (11)	26 (2)	11 (0)	6 (0)	2 (0)	1172 (100)
一部事務組合等	497 (88)	50 (9)	12 (2)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	563 (100)
合計	1123 (63)	476 (27)	143 (8)	28 (2)	13 (1)	7 (0)	2 (0)	1792 (100)

**(3) 審理員候補者の属性**

審理員候補者の職員の属性（複数回答）については、全体として正規職員が83%となっている。一部事務組合等に関しては、他の区分に比べ、「その他」の回答の占める割合が多くなっている。

**【審理員候補者の属性】**

(単位：機関・団体、%)

	正規採用職員 常勤	正規採用職員 非常勤	再任用職員 常勤	再任用職員 非常勤	任期付職員 常勤	任期付職員 非常勤	その他一般職 常勤	その他一般職 非常勤	特別職 常勤( )	特別職 非常勤( )	その他	回答団体数
国の行政機関	14 (88)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	16 (100)
都道府県	45 (96)	0 (0)	3 (6)	0 (0)	4 (9)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	7 (15)	0 (0)	47 (100)
市区町村	1187 (85)	5 (0)	35 (2)	12 (1)	37 (3)	11 (1)	0 (0)	5 (0)	9 (1)	35 (2)	25 (2)	1406 (100)
一部事務組合等	432 (78)	0 (0)	20 (4)	4 (1)	1 (0)	5 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	50 (9)	67 (12)	552 (100)
合計	1678 (83)	5 (0)	58 (3)	16 (1)	43 (2)	16 (1)	2 (0)	8 (0)	11 (1)	92 (5)	93 (5)	2021 (100)

注：複数回答のため、各回答の割合を合計しても100%にはならない。

(4) 審理員候補者が正規職員・再任用職員である場合

審理員候補者が「正規職員」又は「再任用職員」である場合の審理員候補者の役職（複数回答）について、国の行政機関及び都道府県の場合は、「課長級」、「室長企画官級」、「課長補佐級」と回答が分かれたが、都道府県、市区町村及び一部事務組合等では、「課長級」とした回答がそれぞれ最多となっている。また、各地方公共団体においては、国の行政機関では見られない「次長級以上」、「部局長級」とする回答もあった。

【審理員候補者の役職（正規職員・再任用職員）】

(単位：機関・団体、%)

	次長級以上の職	部局長級	課長級	室長企画官級	課長補佐級	主査係長級	主査係長未満	回答団体数
国の行政機関	0 ( 0)	0 ( 0)	7 (64)	8 (73)	7 (64)	1 ( 9)	1 ( 9)	11 (100)
都道府県	1 ( 2)	2 ( 4)	27 (57)	15 (21)	22 (47)	11 (23)	5 (11)	47 (100)
市区町村	70 ( 6)	131 (11)	993 (83)	103 ( 9)	254 (21)	157 (13)	35 ( 3)	1198 (100)
一部事務組合等	36 ( 8)	48 (11)	342 (80)	28 ( 7)	118 (28)	124 (29)	38 ( 9)	426 (100)
合計	107 ( 6)	181 (11)	1369 (81)	154 ( 9)	401 (24)	293 (17)	79 ( 5)	1682 (100)

注：複数回答のため、各回答の割合を合計しても 100%にはならない。

正規採用職員、再任用職員を審理員候補者とする理由については、「法律に精通している職員がいるため」、「法規担当部門のため」、「行政全般に精通している職員がいるため」などとする回答が多くを占める一方、「人件費抑制のため」とする回答も多数あり、経費削減の中、新たな経費をかけることなく新制度に対応している状況がみられる。

(5) 審理員候補者が任期付・特別職等である場合

審理員候補者が任期付・特別職等である場合は審理員候補者全体から見ると少數であるが、その場合の属性を見ると、その多くが弁護士である。

【審理員候補者の属性（任期付・特別職等）】

(単位：機関・団体、%)

	弁護士	行政書士	公認会計士	税理士	社会保険労務士	学識経験者	公務員OB	その他	回答数
国の行政機関	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)
都道府県	8 (62)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (23)	2 (15)	13 (100)
市区町村	201 (77)	5 (2)	2 (0)	13 (5)	2 (0)	9 (3)	22 (8)	8 (3)	262 (100)
一部事務組合等	36 (44)	4 (5)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	10 (12)	16 (20)	13 (16)	82 (100)
合計	246 (69)	9 (3)	3 (1)	15 (4)	2 (1)	19 (5)	41 (11)	23 (6)	358 (100)

任期付・特別職等を審理員候補者とする理由については、「法律に精通している職員が少ないため」、「弁護士資格を保持している」といった法律の知識、外部から審理員を招くことにより「公平・中立な審理を行うため」、「業務と同時に審理業務を行うことは不可能なため」などとする回答が多数あった。

一方で、「その他」の回答として、「行政全般に精通しているため」副市長、副町長を審理員候補者とする回答、「公正・中立な審理を行うため」議会事務局所属職員、監査委員事務局所属職員、監査委員などを審理員候補者とする回答もあった。なお、公務員OBを審理員候補者としている回答もあった。

こうした審理員候補者の専門分野は、法律諸分野、法務、行政全般が多くを占めるが、情報公開、消費者問題、いじめ問題、医事紛争等、特定分野の専門家を充てるとする回答もあった。こうした個別事例については、その団体・地域においてこうした個別分野の審査請求等が現に多くなされており、それ対応することを想定した人選であると推察される。

特別職等の審理員候補者が審理手続に係る業務を円滑に進めていく工夫としては、「審理員補助者を置く」、「弁護士が事務所で業務を行えるよう規程類を整備した」といった回答があった。

### 3 審理手続

#### (1) 標準審理期間

標準審理期間については、多くの団体で未設定である。ただし、都道府県及び人口 50 万人以上の市区町村においては、一定数の団体が標準審理期間を設定している。

本アンケート調査においては、標準処理期間の未設定理由等を問う設問はないが、未設定の団体が多いことについては、手続自体が未経験であり、どの程度の審理設定期間を設定すべきか決めることが困難であると推察される。また、旧制度における経験から、事件の内容によって審理期間がまちまちであり、「標準」審理期間を決めること自体が難しいとの声が多く寄せられている。

今後、事例の積み重ねにより、徐々に、標準審理期間が設定されていくことが考えられる。

#### 【標準審理期間の設定】

(単位：機関・団体、%)

	全て設定	一部設定	未設定	回答数
国の行政機関	0 ( 0)	3 (18)	14 (82)	17 (100)
都道府県	3 ( 6)	7 (15)	37 (79)	47 (100)
市区町村	96 ( 7)	24 (18)	1218 (91)	1338 (100)
一部事務組合等	18 ( 3)	2 ( 0)	547 (96)	567 (100)
合計	117 ( 6)	36 ( 2)	1816 (92)	1969 (100)

#### (2) 審査請求の件数

今年度(平成28年12月末現在)、国の行政機関では多くの機関が審査請求を受けており、都道府県においては全団体が審査請求を受けている。一方、市区町村では 71% の団体で審査請求を受けておらず、一部事務組合等では 99% の団体が審査請求を受けていない。

なお、都道府県のなかには既に請求件数が 100 件を超える団体が 5 団体存在し、最多の団体では 1,700 件に上る審査請求を受けている。

#### 【審査請求の件数】

(単位：機関・団体、%)

	0 件	1 件	2~5 件	6~10 件	11~99 件	100 件~	回答数
国の行政機関	8 (35)	0 ( 0)	6 (26)	2 ( 9)	6 (26)	1 ( 4)	23 (100)
都道府県	0 ( 0)	0 ( 0)	5 (11)	11 (24)	25 (54)	5 (11)	46 (100)
市区町村	924 (71)	171 (13)	151 (12)	26 ( 2)	26 ( 2)	1 ( 0)	1299 (100)
一部事務組合等	526 (99)	4 ( 1)	1 ( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	532 (100)
合計	1458 (77)	175 ( 9)	163 ( 9)	40 ( 2)	57 ( 3)	7 ( 0)	1900 (100)

### (3) 代理人を立てた審査請求件数

審査請求のうち、審査請求人が代理人を立てた件数について、国及び都道府県においては大半の団体が代理人を立てたケースを経験しているが、市区町村では、一部の団体に留まっている。

#### 【代理人を立てた審査請求件数】

(単位：機関・団体、%)

	0 件	1 件	2~5 件	6~10 件	11~99 件	100 件~	回答数
国の行政機関	9 (39)	1 (4)	3 (13)	0 (0)	2 (9)	0 (0)	23 (100)
都道府県	11 (27)	0 (0)	13 (32)	10 (24)	5 (12)	2 (5)	41 (100)
市区町村	294 (77)	57 (15)	25 (7)	2 (1)	4 (1)	0 (0)	382 (100)
一部事務組合等	4 (67)	2 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (100)
合計	318 (72)	60 (14)	41 (9)	12 (3)	11 (2)	2 (0)	444 (100)

### (4) 却下件数

今年度受け付けた審査請求のうち、行政不服審査法第24条の規定に基づき、審理手続を経ないで却下した審査請求の件数は、一部団体を除けば、各団体とも0件か数件である。

#### 【却下件数】

(単位：機関・団体)

	0 件	1 件	2~5 件	6~10 件	11~99 件	100 件~	回答数
国の行政機関	7	4	2	0	2	0	15
都道府県	17	11	13	1	3	1	46
市区町村	254	77	31	7	2	0	371
一部事務組合等	6	0	0	0	0	0	6
合計	284	92	46	8	7	1	438

### (5) 審理手続終結件数

今年度受け付けた審査請求のうち、審理員を指名し、審理手続が終結した審査請求の件数について、半数以上の国の行政機関、市区町村においては、審理手続が終結したものはないとしている。一部事務組合等では審理手続が終結したとの回答はなかった。

【審理手続終結件数】

(単位：機関・団体)

	0件	1件	2～5件	6～10件	11～99件	100件～	回答数
国の行政機関	9	3	2	0	1	0	15
都道府県	7	9	19	4	6	1	46
市区町村	211	110	37	6	2	0	366
一部事務組合等	6	0	0	0	0	0	6
合計	233	122	58	10	9	1	433

### (6) 審理手続の期間

審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した期間の平均については、「3ヶ月以内」と「3ヶ月以上6ヶ月以内」で同程度の回答であった。

【審理手続の期間】

(単位：機関・団体)

	3ヶ月以内	3ヶ月～6ヶ月	6ヶ月～9ヶ月	回答数
国の行政機関	3	3	0	6
都道府県	22	15	2	39
市区町村	71	85	5	161
一部事務組合等	—	—	—	0
合計	96	103	7	206

### (7) 審理手続長期化の要因

審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した期間が顕著に長かった審査請求について(2つまで選択)、審理手続期間が長期化した主な要因は「争点整理」とする回答が一番多く、「審査請求人とのコンタクト」がそれに続いた。

「その他」としては、「審査請求書の補正」、「審査請求人若しくは処分庁の提出資料不足」、「主張及び反論の繰り返し」、「事実認定のための調査・鑑定」、「審理員意見書の作成」、「審理員の他業務」などといったものが見られた。

新法施行から1年を経ていない段階での調査であることから、「長期化」の課題はこれから出てくるものと思われるが、現時点で見られる審理手続に係る長期化要因は、事例を積み重ねることや他の自治体の事例を学習することにより解決しうるとも考えられる。

#### 【審理手続長期化の要因】

(単位：機関・団体)

	争点整理	法令解釈	弁明書の提出の遅れ	審査請求人とのコンタクト	口頭意見陳述	閲覧	その他
国の行政機関	1	0	0	1	1	0	4
都道府県	14	7	2	12	4	1	6
市区町村	50	27	5	34	20	2	13
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—
合計	65	34	7	47	25	3	23

### (8) 口頭意見陳述の実施件数

審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述を実施した審査請求の件数は、国の行政機関においては1機関のみであるが、都道府県においては回答した37団体のうち11団体、市区町村においては、回答した161団体のうち41団体で口頭意見陳述が実施された。

#### 【口頭意見陳述の実施件数】

(単位：機関・団体)

	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	回答数
国の行政機関	14	1	0	0	0	0	0	0	15
都道府県	26	8	0	1	1	0	0	1	37
市区町村	120	33	4	3	1	0	0	0	161
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	160	42	4	4	2	0	0	1	213

(9) 閲覧・写しの交付の求めがあった件数

審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、閲覧又は写しの交付の求めがあった審査請求の件数は、国の行政機関では2の機関でそれぞれ1件ずつの回答があつたのみであつたが、都道府県、市区町村においては一定数の団体で請求があつた。その多くは写しの交付の求めである。

**【閲覧又は写しの請求】**

(単位：機関・団体)

	0件	1件	2件	3件	4件～	回答数
国の行政機関	13	2	0	0	0	15
都道府県	29	8	1	1	0	39
市区町村	145	11	1	0	0	158
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—
合計	187	21	2	1	0	212

**【閲覧請求】**

(単位：機関・団体)

	0件	1件	2件	3件	4件～	回答数
国の行政機関	2	0	0	0	0	2
都道府県	13	2	0	0	0	15
市区町村	18	6	0	0	0	24
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—
合計	33	8	0	0	0	41

**【写しの交付の請求】**

(単位：機関・団体)

	0件	1件	2件	3件	4件～	回答数
国の行政機関	0	2	0	0	0	2
都道府県	5	7	1	0	0	13
市区町村	12	10	1	0	0	23
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—
合計	17	19	2	0	0	38

## 4 研修

### (1) 研修の工夫

各団体で行っている研修については、総務省の教材、市販の教材、外部研修会を活用している団体が多く見られたほか、独自に教材を作成している団体も多く見られた。

なお、一部市区町村（政令市、普通市）においては、審理手続に関する演習を実施しているとする回答もあった。

### (2) 総務省に求める研修内容

総務省行政管理局行政手続室に求める研修内容は、都道府県及び市区町村においては「審理員向け審理手続の運用」に関するものが80%超、一部事務組合等においては59%である。

#### 【総務省に求める研修内容】

(単位：機関・団体、%)

	新法の概要	新法と旧法との違い	審理員向けの審理手続の運用	特に必要性を感じていない	その他	回答数
国の行政機関	5 (23)	2 ( 9)	10 (45)	2 ( 9)	3 (14)	22 (100)
都道府県	1 ( 2)	0 ( 0)	40 (85)	2 ( 4)	4 (11)	47 (100)
市区町村	109 (8)	25 ( 2)	1060 (80)	57 ( 4)	78 ( 6)	1329 (100)
一部事務組合等	97 (18)	16 ( 3)	324 (59)	95 (17)	20 ( 4)	552 (100)
合計	212 (11)	43 ( 2)	1434 (74)	156 ( 8)	105 ( 5)	1950 (100)

また、「その他」として、「審査庁向けの研修」、「行政不服審査会に関する研修」と審理員以外の関係者に対する研修を求める回答や、具体的な審理手続に関して「事例研究」、「審理員の指名を要しない場合の審理手続の流れ」などとする回答があった。